

さつま揚げの薩摩家カップ KFA 第 59 回社会人サッカーリーグ

地域リーグ運営要項

1. 名称 さつま揚げの薩摩家カップ KFA 第 59 回社会人サッカーリーグ
2. 主催 一般社団法人鹿児島県サッカー協会
3. 主管 一般社団法人鹿児島県サッカー協会 一種社会人委員会
鹿児島県社会人サッカー連盟
4. 特別協賛 株式会社薩摩家
5. 期日 2025 年 4 月 6 日～2026 年 1 月 31 日
6. 会場 鹿児島県立サッカー・ラグビー場他各地
7. 参加資格
 - (1) 公益財団法人日本サッカー協会及び鹿児島県社会人サッカー連盟（以下「連盟」という）へ当該年度の登録を完了した第 1 種（準加盟を含む）チーム及び選手であること。
 - (2) 資格に疑義が生じたときは鹿児島県社会人サッカー連盟役員会（以下「役員会」という）で審議決定する。
 - (3) チーム間の選手の移籍については正規の手続きをとり、当該年度 1 回限り認める。ただし、他種別の九州大会以上への参加の為の移籍に関しては元のチームに戻るものに限り追加で認める。
 - (4) 選手の追加及び移籍は 2025 年 11 月 30 日までに申請されたものを承認する。
 - (5) 移籍元チームが所属するリーグの日程終了が(4)より前の場合、日程終了後の移籍は認めない。
8. 参加申込
 - (1) 所定の方式により指定の期日までに申し込みを完了すること。
 - (2) 参加チームは試合会場の提供（斡旋）が 1 回以上可能であり、試合の運営に責任を持たなければならない。
 - (3) 参加チームの審査は、鹿児島県社会人サッカー連盟役員（以下「役員」という）が行う。新規参加チームの 1 年目は仮参加期間とし、当該年度のリーグ運営ならびにチームマナーなどを考慮し、適さないチームと判断した場合は、次年度の参加を認めない。参加 2 年目以降のチームがリーグ運営ならびにチームマナーが適しないと判断した場合は、役員会で審議する。
 - (4) 1 チームの最低参加人員を 16 名とする。なお、年度途中の移籍等で最低参加人員 16 名を割り込むことはできない。また、2 種年代に該当する者の登録は 5 名までとし、試合当日のエントリーは最大 3 名までとし、3 名が同時に出場出来る。
 - (5) さつま揚げの薩摩家カップ KFA 社会人サッカーリーグの開会式、閉会式及び運営委員会を欠席し

たチームは当該年度ならびに次年度の参加を認めない。また、欠席したチームに登録していた選手は当該年度ならびに次年度の参加を原則として認めない。

9. 参加費

- (1) 所定の方式により指定期日までに納入すること。金額は役員会で別に定める。
- (2) リーグ運営は原則所属チームの参加費で行う。

10. 競技委員

連盟役員の中から次の委員を指名する。

(1) 審判委員

- ① 審判委員は試合の円滑な運営をはかる。
- ② 審判委員は役員会の推薦とする。

(2) 技術委員

- ① 技術委員は選手個々の技術の向上をはかる。
- ② 技術委員は役員会の推薦とする。

(3) 規律フェアプレー委員

- ① チームや選手の不祥事について審議決定し、これを行行使す。
- ② その他審議が必要とする事案が発生した場合は、審議決定し、これを行行使す。

(4) リーグ運営委員

- ① リーグ運営の指導・助言を行う。
- ② 各リーグにリーグ運営部長をおく。

11. 試合会場・日程

- (1) 試合会場及び日程は、リーグ運営部長とチーム代表者が協議して決定し、試合当日の管理運営の責任者となる当番チームを割り当てる。
- (2) (1)で決定した試合会場・日程は原則として変更を認めない。但し、落雷、台風などの天候不良等の場合は、リーグ運営部長とリーグ委員会が協議し決定する。

12. 試合

- (1) 参加チームによるリーグ戦を原則とする。
- (2) リーグ編成は可能な限りチーム活動地域を考慮し、別に定める。
- (3) 試合時間は60分とし、インターバルは10分以内とする。
- (4) 試合中の選手交代は、人数・回数に制限なく行うことができる。ただし、交代要員はメンバー表提出時に記載されている選手に限る。なおインプレー中の交代・再交代は不可とする。
- (5) 年間のリーグ戦を通して棄権を認めない。万が一棄権をした場合のチーム戦績は負け(0-3)とし、1試合の棄権につき勝ち点から3点を減じる。また、次年度実施のカップ戦等の大会に棄権をしたチームから複数名を運営員として1日以上参加させる義務を負う。
ただし、勝ち点0からの減点はしないものとする。
- (6) リーグ戦の順位決定方法は次のとおりとする。

- ① 勝ち点
- ② 得失点差
- ③ 総得点
- ④ 当該チームの対戦成績
- ⑤ リーグ運営委員会の定める順位決定方式

勝ち点は次の通り。 勝ち3点 引き分け1点 負け0点

- (7) 退場を命じられた選手・チーム役員は、本リーグの次の1試合の出場を自動的に停止する。それ以後の処置については、規律フェアプレー委員会の裁定に従う。又、警告を受けた選手は累積2回で次の1試合の出場を自動的に停止する。
- (8) リーグ戦での黒色又は紺色のユニフォーム（上着）は一切着用できない。また、フィールドプレイヤー及びゴールキーパーの正副異色の2組（ユニフォーム規程に基づいたもの）を準備し、ユニフォームに付ける番号は1番～99番までの正数とし、それ以外の番号は認めない。
- (9) 公益財団法人日本サッカー協会のKick Off システムから出力された電子選手証（写真を登録されたもの）（以下「選手証」という）又は登録選手一覧表（写真を登録されたもの）のカラー印刷されたものを持参している選手のみ試合に出場することができる。
- (10) 落雷などの天候不良により、試合を中断し試合が完了しなかった場合は、再試合を原則とする。
- (11) 選手の用具について
 - ① 参加チームは要項12.（8）に適合する正・副2組のユニフォーム（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
 - ② 正・副の2色については明確に異なる色とする。
 - ③ 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断した時は、両チームの立ち合いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
 - ④ 前項の場合、主審は両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
 - ⑤ ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色または同系色とする。
 - ⑥ アンダーシャツの色はシャツの各袖の主たる色と同色または同系色とする。
 - ⑦ アンダーショーツまたはタイツは、ショーツの主たる色、またはショーツの裾の部分と同色または同系色とする。

13. 試合運営

- (1) 試合の運営は当日の当番チームが競技委員の協力を得てあたる。
- (2) 試合会場の準備等については、当該リーグ内の協議事項とし、リーグはその詳細を定めると共に、各チームは当該リーグ決定事項に従うこと。
- (3) 試合開始30分前にメンバー表4枚、選手証（又は登録選手一覧表）を当番チームへ提出する。
- (4) 当番チームは試合開始前にメンバー表及び選手証（又は登録選手一覧表）と照合し、確認の上主審に試合開始を要請する。
- (5) 当番チーム又はリーグ運営部長が確認できない選手は試合に出場できない

14. 記録

- (1) 当番チームは試合結果を別に定める方法で速やかにリーグ運営部長へ報告する。
- (2) リーグ運営部長は試合結果を速やかに鹿児島県社会人サッカー連盟 HP へ登録する。

15. 審判

- (1) 当該年度の公益財団法人日本サッカー協会競技規則を適用すること。
- (2) 参加チームは、チーム内で審判の資格を有する者を原則 4 名以上保持しなければならない。なお、3 級以上の資格者を 1 名以上必要とする。試合の審判員割り当てはリーグ運営部長の業務とする。
- (3) 試合の審判は原則、主審は 3 級以上の資格者、副審は 4 級以上の資格者が行う。また、正規の服装で行う。
- (4) 審判員は毎試合、審判証を提示すること。審判証の提示は公益財団法人日本サッカー協会の Kick Off システムから出力された電子審判証(写真を登録されたもの)あるいは KickOff システムのスマートフォンアプリでの電子審判証(写真を登録されたもの)の提示を認める。
- (5) 審判員は、試合結果その他の事項を当番チームに報告する義務を負う。また選手・チーム役員に退場があった時は、審判報告書を連盟審判委員長へ提出しなければならない。

※審判報告書送付先 kfa.syakaijin.referee@gmail.com

16. 表彰

- (1) リーグ戦の第 3 位まで賞状を授与する。
- (2) リーグ戦の得点王を選出し賞状を授与する。

17. 傷害

参加チームはスポーツ傷害保険に加入することを原則とする。この場合の加入費用は参加チームの負担とする。

18. その他

- (1) さつま揚げの薩摩家カップ KFA 社会人サッカーリーグの主催者及び連盟は、選手の負傷、疾病、第三者の負傷等及び器物破損等について、一切の責任を負わない。
- (2) 試合会場及び施設の利用に関しては、マナーを厳守のこと。
- (3) 試合当日に起きたチームや選手に関する不祥事については、当番チームがリーグ運営報告書でリーグ運営部長に報告しリーグ運営部長はリーグ委員会に報告する。